

東日本大震災・政府の新たな取組とその成果(例)

本資料は、①被災者支援、②復旧、③復興、④原子力災害からの復興で構成され、①・②の主要な部分については発災直後から一年程度集中的に対応を行い、③・④については発災後からこれまでの取組と成果について整理したものである。

分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果	
①被災者支援	(1) 物資・情報の提供	<p>災害救助法に基づき対応</p> <p>被災地における物資供給は自治体の業務</p> <p>被災地における被災者への情報提供は本来自治体の業務</p>	<p>○緊急物資供給の一部を国が直接実施(平成23年3月～4月)</p> <p>・物流マネージャーの派遣や新たな物資への対応など各種の取組みにより食料・飲料や生活用品等を調達し、供給拠点まで輸送。さらに一部避難所には自衛隊が直接搬送。</p> <p>○国による被災者への情報提供(平成23年3月～)</p> <p>・壁新聞(約4,000箇所に掲出)やハンドブック(累計発行部数約170万部)、復旧・復興支援制度検索サービス等により情報提供(国から被災者に直接「壁新聞」などで情報提供。初期は自衛隊の力を借りて避難所に届け、落ち着いてからはコンビニや郵便局に掲示するなどの工夫)</p>	<p>発災当初約47万人に上った被災者の方々の生活を維持</p> <p>・国が食料約2,621万食、燃料約1,603万ℓを提供(平成23年3月～4月)</p>
	(2) 仮設住宅	<p>阪神淡路大震災の時には高齢者、障害者に限定して民間賃貸住宅を借上げ。</p> <p>新潟県中越地震の際は建設仮設住宅3,460戸に対し、借上げは174戸。</p>	<p>○仮設住宅の早期建設促進</p> <p>・(社)住宅生産団体連合会に対して、早期の供給を要請するなど、関係団体や事業者に対し、建設の早期化に係る協力要請を実施。(平成23年3月～4月)</p> <p>・用地確保等の支援のため、震災翌日より被災県に国土交通省職員を派遣。</p> <p>○仮設住宅の供与期間の延長を決定(平成24年4月)</p> <p>○「介護等のサポート拠点」の設置・運営(平成23年7月～)</p> <p>○民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる仕組みを積極的に活用。</p> <p>○平成23年10月より3月にかけて仮設住宅における自治会の設置状況、各団地ごとの集会所提供状況等を把握。</p> <p>○平成23年8月から9月にかけて50市町村3,231世帯を対象として居住環境等に関するアンケートを実施。</p>	<p>発災当初約47万人に上った避難者は、平成23年9月頃までには、おおむね仮設住宅等に入居</p> <p>・平成24年9月24日現在で建設仮設住宅は5.3万戸(入居率91%)、民間借上げの戸数は6.3万戸</p> <p>・平成24年9月24日現在で応急仮設住宅等に避難等している人の数は29.2万人(うち民間借上げ型16.3万人、建設仮設住宅11.4万人)</p> <p>・自治会の設立状況は全体の88.9%。(阪神・淡路大震災の時は63.1%)</p>

分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
①被災者支援	(3)被災者支援	<p>○国の施策や事業の内容について情報提供・丁寧な解説を行い、被災者のために活動を行うNPO等の取組を支援(平成23年3月から随時)</p> <p>・「NPO等が活用可能な政府の財政支援(平成23年度第3次補正予算、平成24年度予算、平成25年度概算要求)」について取りまとめ、ホームページへの掲載や各種会議等での説明を通じ周知(平成23年度第3次補正予算:平成23年12月、平成24年度予算:平成24年4月、平成25年度概算要求:平成24年10月、公表。公表後随時周知)</p> <p>・行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組むべき5つの分野における「ロードマップ」を作成し、ホームページへの掲載や各種会議等での説明を通じて周知(平成24年4月公表。公表後随時周知)</p> <p>・行政機関、企業、ボランティア団体など多様な担い手による「連携事例」を募集し、取りまとめた結果を公表・周知(平成24年11月公表。公表後随時周知)</p> <p>・全国の学生等に向けて、「この夏も、ボランティアに行こう!」と題するキャンペーンを実施し、広く周知(平成24年6月から9月まで実施)</p> <p>・NPO活動の障害となる制度や手続きの運用等に関する問い合わせに対して、随時説明、又は必要に応じて関係省庁に照会(平成23年3月から随時)</p> <p>・個人情報の扱いなどNPO等の活動の好事例の把握と他地域への伝播を推進(平成24年2月から随時)</p> <p>※ 発災直後の3月16日、内閣官房に「震災ボランティア連携室」を設置。半年経過後の9月16日には室を廃止し、復興対策本部事務局に「震災ボランティア班」を設置し、震災ボランティア連携室の事務を継承。さらに事務局廃止後は、復興庁の「ボランティア・公益的民間連携班」で当該事務を継承。</p>	<p>・NPO等が国の各種事業の委託を受けたり、他の関係団体と連携しながら、国の施策実施に協力</p>
	避難者の状況は自治体で把握	<p>○平成23年6月以降、全国の避難者情報を国でとりまとめ、月に1回公表、被災地自治体に提供。</p> <p>○平成23年4～6月、3県の避難所の環境把握を実施。</p>	<p>・全国の避難者の分布、人数、推移についての情報を国、自治体、報道機関等と共有。生活水準の向上を促進。</p>
	被災者生活支援は原則市町村業務	<p>○「原発避難者特措法」を公布、施行。(平成23年8月12日)</p>	<p>・住民票を移さなくても避難先自治体で行政サービスを受けられるようにした。</p>
	被災者生活支援は原則市町村業務	<p>政府に責任組織を設置し、一元的に対応(平成23年3月17日、被災者生活支援本部設置)</p>	<p>・関係府省を構成員とする検討会を開催し、震災関連死の原因を把握するとともに、今後の災害への備えを含め、必要な対応策を内容とする「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を取りまとめた。(平成24年8月公表)</p>

分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
<p>② 復旧</p>	<p>(1) ガレキの撤去</p> <p>本来、災害廃棄物の処理は、自治体の責任</p>	<p>○災害等廃棄物処理に係る制度等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例立法を平成23年8月18日施行 ・平成23年3月、損壊家屋の撤去等について、法律的観点から民有地での災害廃棄物処理等について指針を取りまとめ。 ・平成23年5月12日、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等のマスタープランをとりまとめ。 ・その他、被災した自動車、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストやPCB当の有害廃棄物の取扱について、各自治体に周知（平成23年3月～） <p>○災害等廃棄物処理事業の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国費率のかさ上げ、基金の活用により、平均で95パーセントを国費、残りは震災復興特別交付税で措置（平成23年8月～） ・従来の補助金では対象外だった施設や建築物の基礎部分を対象とするなど事業対象を拡充（平成23年5月～） <p>○自治体による災害廃棄物処理の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手、宮城、福島3県に環境省廃棄物関係職員を常駐、また、環境省職員・研究者・技術者チームを巡回訪問させきめ細かい支援（平成23年5月～） ・被災地以外で広域処理を推進（平成23年8月～） ・再生資材の活用に向けた需給マッチングを実施（平成23年10月～） ・国の直轄工事において、災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合評価落札方式において加点評価する取組を実施（平成24年7月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相馬市及び新地町からの国による代行要請に対応中。 ・被災3県の沿岸市町村の災害廃棄物全体の84%を仮置き場へ搬入済。また、30%を処理・処分済（平成24年10月末現在）（震災から3年後の平成25年度末までに処理・処分を完了させることを目標として設定） ・現地での災害廃棄物の処理を推進するため、岩手県、宮城県に、31基の仮設焼却炉の建設を進めており、既に22基が稼働。 ・1都9県の処理施設において、岩手県及び宮城県の災害廃棄物を受入れ、処理。 ・既に処理・処分された災害廃棄物538万トンのうち461万トンを再生資材化し、埋立量・焼却量を削減。（平成24年10月末現在）

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
② 復旧	(2) インフラ等 の復旧		<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の復旧について事業計画・工程表を作成し、進行管理 ・全体版と地域版(市町村毎等)、公共インフラ以外も作成(平成23年11月) ・所管省庁による進捗確認(平成24年5月～) ・本格復旧の進捗状況の見える化(指標)(平成24年9月) ・安全・安心のための基盤整備関係、交通関係、公営住宅・まちづくり関係、農林水産業関係の4分野で14事業22項目の指標を作成(平成24年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗確認の結果、全体としては概ね目標通りに進んでいると認識
			<ul style="list-style-type: none"> ○現地における人的支援、設計図書の簡素化、机上査定額の大幅な拡大等により、災害査定の事務手続きの迅速化を実施(平成23年4月～) 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○査定前着工の容認(平成23年3月～) 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○被災自治体の財政支援 ・東日本大震災財特法による、地方公共団体等に対する国庫補助率のかさ上げ等(阪神・淡路財特法と比較して、対象項目を拡大)(平成23年5月～) ・震災復興特別交付税(これまで平成24年3月、9月に交付) (復旧事業費の自治体負担部分を全額措置) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等への特別の財政援助等を通じ、被災地の復旧を下支え

分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
③ 復興	(1) 復興地域づくり	<p>○「減災の考え方」に基づいた地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高台移転のため防災集団移転促進事業につき戸数要件の引き下げ等を実施(平成23年11月～) ・区画整理による嵩上げ事業の実施(住宅地や漁港など公共施設だけでなく民間部にも適応)(平成23年11月～) ・海岸堤防の高さの設定基準を策定(平成23年7月) ・多重防御(平成23年6月～) ・津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日公布、12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行) <p>○国土交通省職員を中心として国やUR等の専門家が各市町村に頻繁に出向き、復興計画策定を支援(平成23年6月～)</p>	<p>平成23年3月末までに、予定のあった沿岸被災自治体において復興計画等を策定済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月30日現在、防災集団移転促進事業の法定手続き済地区数(大臣同意地区数)は188地区[151地区※]。 ・平成24年11月30日現在、災害公営住宅について、用地確保は6,807戸、設計着手は5,643戸、工事着手は1,666戸、工事完了は40戸。 <p>※複数の復興交付金配分地区をまとめて集団移転促進事業計画の大臣同意を取得する場合があります、[]内の値はその集団移転促進事業の数を表す。</p>
		<p>○円滑な施工の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村のまちづくりを推進するための新たな発注方式の導入(CM方式) ・予定価格等の適切な算定、技術者・技能者の確保、資材の確保等において新たな対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・2市1町にてCM方式を導入(平成24年12月時点) ・復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会を開催し、施工確保対策を検討 ・資材連絡会・分科会を開催し、情報共有
		<p>○被災地自治体の復興計画策定への男女共同参画の視点の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・43市町村における復興計画の策定に当たっての女性委員の割合や、復興計画における男女共同参画に関する記載を調査(平成23年4月) ・43市町村には復興大臣から、被災6県には事務連絡にて、復興計画のさらなる具体化や進行管理等に当たって、男女共同参画の視点を反映するよう通知を发出(平成24年6月19日) <p>○まちづくりなどの分野に関し、被災地の復興に向けて女性が活躍している事例等を収集し、平成24年11月公表。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地自治体における復興計画のさらなる具体化や進行管理等に当たって、男女共同参画の視点の反映について検討を促進 ・自治体や各地で活躍する方々が、それぞれの取組において、男女共同参画の視点を踏まえて実施する際の参考事例を提供

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
③ 復興	(1) 復興地域づくり		<p>○復興連携チームの創設・運営(平成24年6月～)</p> <p>・被災地域の復興まちづくり等に関する様々な具体的課題の解決に向け、専門的知見やノウハウの提供等を行うために、市町村の求めに応じ、国、県、市町村、URの専門スタッフを構成員とする復興連携チームを編成。岩手県6市町・宮城県5市町に復興連携チームを設置済み(平成24年10月1日時点)。各チームにおいて9月末までにそれぞれ第1回会合を開催するなど、復興事業に係る制度面・運用面等の具体的課題を共有し、検討を進めている。</p>	
		被災地に着目して規制等の特例を総合的に講ずる仕組みなし。	<p>○復興特区制度</p> <p>・地方公共団体が作成する復興特区に係る計画に基づき、規制・制度の特例、税・財政・金融上の特例、土地利用再編の特例を活用し、産業の活性化や雇用創出(平成23年12月～)</p> <p>○復興交付金の創設</p> <p>・復興地域づくりに必要となるハード事業を中心に40事業を一括化したほか、地方公共団体の負担の軽減、用途の自由度の高い資金の確保(効果促進事業等)、執行の弾力化や手続きの簡素化等を措置(交付可能額通知:平成24年3月2日(第1回)、5月25日(第2回)、8月24日(第3回))</p>	<p>・復興推進計画 31件の計画について認定(平成24年12月21日現在)</p> <p>・課税の特例に係る指定の状況 計935件(755社)が指定済み(平成24年11月末現在)</p> <p>・復興整備計画 岩手県で9市町村、宮城県で12市町、福島県で5市町の計画が公表済み(平成24年12月4日現在)</p> <p>・平成24年9月末までに、3回の配分を実施。(事業費約8,026億円、国費約6,557億円)</p>

分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
<p>③ 復興</p> <p>(2) 産業・雇用 ①</p>	<p>融資制度・信用保証制度、高度化融資制度を活用した被災自治体による仮設工場の整備(阪神淡路大震災後、神戸市内に6ヶ所設置)、中小企業事業協同組合等の共同施設・設備への復旧補助</p>	<p>○企業の資金繰り対策 ・災害対策融資、保証について、貸付限度額・利率・据置期間・信用保証限度額を拡充。直接被害のみならず、間接被害も対象化(平成23年3月～:一部事業開始)</p> <p>○二重ローン対策 ・「産業復興相談センター」(平成23年9月～)、「産業復興機構」及び「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」(平成24年3月)を設立し、被災債権の買取り、金融機関との条件変更等による再生支援体制を整備</p> <p>○仮設工場・事務所・店舗の整備 ・(独)中小企業基盤整備機構が、復興商店街、水産業向け施設、工業団地の仮設工場など自ら仮設の事業施設を整備して市町村へ貸与(平成23年6月～:基本契約締結開始)</p> <p>○被災中小企業等グループの施設復旧支援 ・地域経済復興のリード役となり得る事業者のグループに対し、事業者の施設・設備の復旧費用に対して3/4補助を実施(平成23年8月～:第1次交付決定)</p> <p>○ふくしま産業復興企業立地支援事業 ・特に原子力災害により甚大な被害を受けた福島県に対して基金を造成し、県外からの新規立地や県内での新增設等を行う企業に対して工場立地経費等の補助を実施(平成23年12月～:県が基金設置)</p> <p>○燃料貯蔵、供給施設の復旧及び災害対応能力強化 ・LPガスや都市ガス、石油製品等の供給設備の備蓄機能や安定供給機能の強化を図るため、LPガス中核充填所、拠点石油基地、中核給油所等の整備費用に対して補助を実施(平成23年11月～:補助事業者の決定)</p>	<p>・平成24年9月の被災地域の鉱工業生産指数は88.3となり、震災直前(23年2月)の97.5とほぼ同じ水準まで回復。津波浸水地域でも大幅に回復。</p> <p>・資金繰り対策について、震災後の貸付合計額は約27万件、約5.7兆円、債務保証合計額は約45万件、約7.9兆円(いずれも本年10月26日時点。)</p> <p>・産業復興相談センターでは昨年9月末以降1,573件の相談を受け付け、うち55件が買取決定済(本年10月26日時点。)(株)東日本大震災事業者再生支援機構では本年3月5日以降714件の相談を受け付け、うち50件が支援決定済(本年10月末時点。)</p> <p>・10月26日現在、仮設工場・事務所・店舗は、累計531ヶ所の要望を受け、472ヶ所において竣工済み。</p> <p>・329グループ(約6000者)に国と県合わせて2906億円を支援。さらに、平成24年度復興予備費において、約801億円を措置。</p> <p>・ふくしま産業復興企業立地補助金(平成23年度第3次補正予算1700億円、平成24年度復興予備費約402億円)は、2回の公募を実施。予定を上回る応募があり、企業の立地意欲を促進。</p> <p>・石油精製能力は平成23年4月中旬に震災前の水準に回復。</p> <p>・東北6県で207ヶ所を緊急重点SSIに指定し、燃料の重点供給を実施。平成23年5月末には東北地方の96%のSSが稼働。</p>

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
③ 復興	(3) 産業・雇用 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出基金の事業は緊急雇用創出(原則6か月間)に留まる。 ・新潟県中越地震の際は雇用保険の給付延長なし。 ・雇入れ助成は高齢者、障害者等を雇った場合の助成(特定求職者雇用開発助成金)に留まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地における雇用の維持・創出 ・被災者の一時的な雇用の場を確保するための雇用創出基金の充実(平成23年4月)や、被災地域での本格的な雇用復興を図るための雇用創出基金の創設(平成23年11月) ・雇用保険の給付延長(最大210日延長)(平成23年5月)※被災3県の沿岸地域などで、給付日数を更に90日分延長する広域延長給付は、平成24年9月30日に終了 ・きめ細かな就職支援(仮設住宅へ出向く出張相談会の開催や、個々の求職者に応じた担当者制による個別対応など)(平成23年5月)や職業訓練の機動的拡充・実施(平成23年4月) ・震災による離職者等を雇用した事業主に対する助成金(被災者雇用開発助成金)の創設(平成23年5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年9月末までに、被災3県において5万5千人超の雇用を創出 ・被災3県の就職件数は、平成23年4月～24年9月で229,789件と、震災後大幅に増加。 ・被災者雇用開発助成金は、平成23年5月に創設以来、平成24年3月末までで10,137件を支給決定、支給総額約38億円。平成24年度は910月末までで31,920,38,775件を支給決定、支給総額約121,147億円
		<ul style="list-style-type: none"> ・水産加工施設の整備に関しては漁協中心に支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○一次産業の経営継続に対する支援を大規模に実施 ・農業者・漁業者のグループによるがれきの片づけなどの活動資金を支援(平成23年5月～) ・国・県等が除塩事業、農地及び農業用施設等の災害復旧の事業を実施(平成23年5月～) ・収益性の高い漁業への再編、及び、養殖業の共同化による生産の早期再開に必要な経費(人件費、燃油費、資材費等の操業費用及び生産費用)を支援する事業(がんばる漁業・養殖業復興支援事業)を創設(平成23年11月～) ・水産加工流通に係る共同利用施設の整備支援につき、対象を民間団体に拡大(平成24年3月(第1回)、5月(第2回)、8月(第3回)通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年9月末現在、津波被災農地約2万1千haの約38%で復旧が完了し、営農再開が可能となった。 ・平成24年7～9月の主要魚市場の水揚げ数量は、被災前同期比で69%に回復 ・平成24年9月末現在、被害を受けた水産加工施設(800施設)のうち、528施設が業務再開

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
③ 復興	(4) 産業・雇用 ③		<p>○企業連携</p> <p>・平成24年4月より、復興に取組む企業の相談窓口として、復興庁に「企業連携推進室」を設置。国の施策や事業の内容について情報提供・丁寧な解説を行い、復興に取組む企業等の活動を支援。</p> <p>・平成24年5月から、政府や地方公共団体、民間企業等の復興に係る公募・イベント情報等を「企業連携メールマガジン」として発行(週1回、現在第23号)。</p>	<p>・被災地において官民が連携して取組むプロジェクトを募集、採択。案件に対して、事業計画の作成・販路開拓支援等を行うとともに、国・被災自治体・民間事業者が参加する場を設け、協力して事業化を支援(平成24年10月にまずは3件を採択)。</p>
			<p>・国内観光需要の喚起のため、「東北観光博」(平成24年3月18日～)開催【平成25年3月31日まで実施】、「東北・北関東への訪問運動」の展開等</p>	<p>「東北・北関東への訪問運動」</p> <p>・9月末日現在、民間企業等計40団体が賛同。</p> <p>(賛同団体の取組例)</p> <p>・趣旨に賛同した埼玉縣信用金庫が顧客向け旅行を宮城県・岩手県で実施。計3,000人以上が参加予定。</p>
	(5) その他		<p>○被災自治体の財政支援</p> <p>・震災復興特別交付税(これまで平成24年3月、9月に交付)(復興事業費の自治体負担部分を全額措置)</p>	<p>復興事業費の負担軽減を通じ、被災自治体の復興の取組を下支え</p>
			<p>○復興対策本部(平成23年6月27日)、復興庁・復興局(平成24年2月10日)の設置</p> <p>○国としてワンストップ対応実施</p> <p>○福島県との協議会など自治体との意見交換会を現地で実施し、要望や問題点をすいあげ</p>	
		<p>○復興予算を復興庁に一括計上</p>		
		<p>○他自治体から被災自治体への職員応援を支援</p>		

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
④ 原子力災害からの復興	(1) 法律等の整備		<p>○「福島復興再生特別措置法」の公布・施行(平成24年3月31日)、「福島復興再生基本方針」の策定(平成24年7月13日)</p> <p>・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進する。</p>	
			<p>○「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)」策定(平成24年9月4日)</p> <p>・福島県・関係市町村からの要請を踏まえ、概ね10年後に向けた避難地域の復興に対する国の取組姿勢を示したもの。被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、①地域の生活環境の回復、②帰還する被災者及び長期避難者の生活再建の支援、③地域の経済とコミュニティの再生 の取組を関係者と一体となって着実に取り組む。</p>	
	(2) 生活環境等の整備		<p>○インフラ復旧への取組</p> <p>・警戒区域等が見直された市町村を中心に、公共インフラ復旧の工程表を作成(平成24年8月～)し、本格的な復旧に着手していく。6市町村(広野町、田村市、川内村、南相馬市、楢葉町、飯館村、富岡町)の工程表を公表済み。</p> <p>・常磐自動車道の早期復旧・供用に向けて、関係省庁からなる「常磐自動車道放射線対策検討合同チーム」を設置し、高線量地域の除染及び復旧・整備工事に関する検討・調整を行う。環境省によるモデル除染の結果を踏まえて、H24年8月には開通目標を公表し、除染及び復旧・整備工事の準備を開始。</p>	
			<p>○避難解除等区域生活環境整備事業の実施(平成24年8月～)</p> <p>・避難解除等区域において、長期の避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設の機能回復を図る。</p>	<p>・楢葉町7件、飯館村5件、南相馬市13件、田村市1件について事業を開始。</p>

	分野	従来の制度・運用	大震災を受けた政策対応	政策の効果
④ 原子力災害からの復興	(3) 避難者支援		<p>○住民意向調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難されている住民の方々の今後の生活再建に向けた意向等を把握するために住民意向調査を実施。 ・平成24年10月16日葛尾村の調査結果(速報版)公表、11月6日大熊町について公表。 ・その他の関係自治体についても、自治体の意向を踏まえつつ、順次実施する予定。 <p>○長期避難者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、避難元・受入自治体からなる「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」を設置(平成24年9月)し、生活拠点等に関する検討・調整を行う。 	
	(4)除染		<p>○除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく方針にのっとり、環境省を中心に除染を推進。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分する <p><除染特別地域(国が直接除染を行う地域)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村を指定。各市町村毎に策定する特別地域内除染実施計画に沿って、国が直接除染を行う(平成24年4月～) <p><汚染状況重点調査地域(市町村が中心となって除染を行う地域)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む8県104市町村を汚染状況重点調査地域として指定(平成24年2月～)。各市町村毎に策定する除染実施計画に沿って、各市町村が除染を行う。国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。 	<p><除染特別地域></p> <p>関係自治体と協議・調整を行い、除染実施計画を策定。仮置場の確保状況や同意取得状況等を踏まえつつ、順次、国が除染事業を実施。平成24年10月末現在、4市町村において除染作業に着手。</p> <p><汚染状況重点調査地域></p> <p>87市町村において、除染実施計画の協議を終了(平成24年10月末時点)(除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村を併せると94市町村)。仮置場の確保状況や同意取得状況等を踏まえつつ、順次、各市町村が除染事業を実施。</p>
	(5)賠償	<ul style="list-style-type: none"> ・JCO事故の際には、「原子力損害調査研究会」を設置し、原子力損害認定の円滑化を図るための検討を行い、賠償に関する基本的な考え方を整理。 ・JCOが支払った賠償金総額:約150億円。 	<p>○東京電力による円滑な損害賠償の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会において、原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針を策定(平成24年8月5日) ・上記指針を踏まえ、東京電力により適切かつ速やかな賠償が実施されるよう、関係省庁が連携して取り組む。 	<p>東京電力による損害賠償金の支払い総額は以下のとおり(平成24年9月12日現在)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮払い:計1480億円 ・本賠償:計1兆1233億円
	(6)その他		<p>○自治体支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興庁内自治体担当体制を強化するとともに、関係省庁、現地事務所との連携チームを編成し、県と共に被災12市町村の復興計画の具体化・充実に支援。平成24年9月より連携チームが各市町村を訪問し、現場の把握を開始。 	
法律の成立	阪神淡路大震災の関連法律15件	○平成24年9月末現在、45件の法律を整備		